

○鶴岡市名誉市民に関する条例

平成17年10月1日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、社会の進展及び文化の興隆に貢献した者に対し、その功績と栄誉をたたえ、もって社会文化のより高度の興隆に資することを目的とする。

(称号を贈る要件)

第2条 本市住民又は市に特別縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に寄与し、市民が郷土の誇りとし深く尊敬に値すると認めるものに対して、議会に諮り鶴岡市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈る。

(表彰及び功績の公表)

第3条 名誉市民に対しては、彰状に添えて功労金を贈り、その功績は適切な方法をもって公表し、かつ、永く顕彰する。

(特典及び待遇)

第4条 名誉市民に対しては、次の特典及び待遇を与えるものとする。ただし、第3号から第5号までについては、議会の議決を経なければならない。

- (1) 市主催の式典その他諸行事への招待
- (2) 市立病院その他市長の指定する施設又は財産の使用料及び手数料の軽減又は免除
- (3) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰
- (4) 本人の生活に対する便宜の供与又は援護
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める特典及び待遇

(選考審査)

第5条 名誉市民の選考に関する事項を審議するため、鶴岡市名誉市民選考審査会を設置する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市名誉市民に関する条例（昭和35年鶴岡

市条例第18号)、藤島町名誉町民に関する条例(昭和43年藤島町条例第5号)、羽黒町名誉町民に関する条例(昭和37年羽黒町条例第14号)、櫛引町名誉町民に関する条例(平成6年櫛引町条例第25号)、朝日村名誉村民に関する条例(昭和59年朝日村条例第21号)又は温海町名誉町民に関する条例(昭和40年温海町条例第24号)の規定により名誉市民、名誉町民又は名誉村民の称号を授与された者は、それぞれこの条例の規定に基づき名誉市民となった者とみなす。